

26 聖人殉教事件についての評価

中谷内, 悠
九州大学大学院人文科学府倫理学講座 : 修士2年

<https://doi.org/10.15017/1792170>

出版情報 : 決断科学. 2, pp.24-33, 2016-12-31. 九州大学持続可能な社会のための決断科学センター
バージョン :
権利関係 :

26 聖人殉教事件についての評価

中谷内 悠

倫理学

はじめに

本レポートでは、26 聖人殉教事件を取り扱う。実習において感じたこと、そして事件を正しく理解し、評価するために必要な事柄について論じる。

事件の概要

1597年、2月5日、長崎において、26人のキリスト教徒が豊臣秀吉の命で、磔の刑に処せられた。彼らは禁教令が出されている中、それに反して宣教活動を行

行っていたために、処刑された。その処刑のされ方は悲惨なものであった。殉教者は、京都において左の耳たぶを切り落とされて、市中引き回しとなり、そして長崎で処刑せよという命令を受け、歩いて長崎へ向かい、最後には西坂の丘において磔の刑に処せられたのである。

メキシコ人宣教師 フェリペ・デ・ヘスス

殉教者には、日本人、ポルトガル人、スペイン人そして、メキシコ人であるフェリペ・デ・ヘススが含まれる。しかしフェリペ・デ・ヘスス自身は日本で宣教活動を行っ

ていたわけではなく、フィリピンからメキシコへの帰路の途中で日本に漂着し（サンフェリペ号事件）、その後京都のフランシスコ会の教会に滞在していたところ、他の宣教師とともに捕えられてしまったのである。後世においてフェリペ・デ・ヘススは、他の殉教者とともに聖人に列せられた。

クエルナバカ教会の壁画

実習で訪れたメキシコのクエルナバカ教会には、26 聖人殉教事件を描いた壁画が存在する。クエルナバカ教会は16世紀にフランシスコ会の教会として建てられたものだが、壁画自体は、フェリペ・デ・ヘスが殉教した後に、メキシコで彼への信心が起こり、17世紀のはじめに描かれたものだと思う^{※1}。実際に教会を見てもみると、教会の建物がメキシコにある他の教会とは一風変わった雰囲気をもつことが感じられる。しかし聖堂

の壁画はなおいつそう異なる雰囲気を持ち、少し原始的な様子を漂わせるものだった。この壁画の中で豊臣秀吉は、カトリック宣教師や信者を処刑した残酷な皇帝として描かれている。現在でも教会では、この壁画に描かれた事実が語られるのであるが、当然その中でも豊臣秀吉は聖人フェリペ・デ・ヘスを処刑した悪者として語られているそうである。

日本二十六聖人記念館と聖フィリポ教会

メキシコ実習の事前研修として、長崎での実習が行われた。長崎で実習が行われた理由のひとつが、ここがメキシコ人、フィリポ・デ・ヘススを含む26 聖人が殉教した地であるということである。長崎市の西坂の丘には、日本二十六聖人記念館と、フィリポ・デ・ヘススにささげられた教会として、聖フィリポ教会がある。記念館や教会を訪れると、殉教者たちがとても敬虔な信者であったということが知られる。またそれとともに事件が

※1 キリシタン文化研究会, pp.176-178, 1963

ケルナバカ教会内に描かれた 26 聖人殉教図



撮影 比良松 道一

悲劇的であったという印象を強く感じる。殉教者たちの敬虔さが、彼らを徳ある人々として讃える理由のひとつとなっていることがわかる。彼らはキリスト教を日本に広めることを重要視し、また信仰を貫き、自身の命よりもそれらのことを優先したのである。彼らの信仰心の強さを示す象徴的なエピソードとして次のものがある。処刑地へ向かう途中、12歳の少年ルドビコ茨木は、信教をやめることを条件に、命を助けるとの斟酌を得た。それにも関わらず彼は、「(この世の)つかの間の命と(天国の)永遠の命を取り替えることはできない」と述べ、その情けを断ったのである。つまり彼は、信教を棄てて生きながらえることよりも、死んでも信教を貫くことを選んだのである。

また実習では、長崎において殉教者が処刑の地、西坂の丘に至るまでの道のりを辿った。殉教者たちは京都で市中引き回しの刑にあつた後、徒歩にて長崎へと向かい、そして長崎では時津港に到着し、そして時津街道を通じて西坂の丘に至る。これらの事実を知った上で、時津街道を歩くことは、資料から感じたこと以上の、悲惨さを

伝えてくるものであつた。

事件の悲劇的な側面

26聖人殉教事件の悲劇性が、長崎各地やメキシコのクエルナバカ教会を訪れて強く感じられたことである。町を訪れて直接に見られるものは、象徴的なものやモニュメントなどであることから、これは当然の結果ともいえるかもしれない。事件が悲劇的であつたからこそ、記念碑的なものやモニュメントが残されるのであり、そして、それらは悲劇的な側面を強調するものとなっている。

しかし、この事件を正しく理解する、ということを考えるならば、それらだけでは当然十分ではない。というのもその残虐な行為を為した側、つまり秀吉についての情報がほとんど得られていないからである。

処刑した理由

行つていこうとする姿勢は、秀吉の権力を集中させていこうとする方針に反するものであり障壁であつた。またキリスト教排斥の別の理由としては、キリストンの背後にあるスペイン、ポルトガルの軍力があげられる。当時、ポルトガルの保護のもとイエズス会が、そしてスペインの保護のもとフランシスコ会、ドミニコ会、アウグスチノ会が日本における宣教活動に参入していた。彼らはキリスト教の世界布教という目的のもとで活動していたのであるが、一方でスペインやポルトガルの植民地拡大の中の役割をも担う場合があつたのである。

秀吉が処刑を命じたことは、このような文脈において理解されるべきだと思われる。つまり、処刑を命じた秀吉の側にも、一定の合理性をそなえた理由があつたと思われる。

評価の際に見逃されがちなこと

行為が残虐であるほど、行為者について知ろうとする

先に述べたように、サンフェリペ号事件をきっかけに禁教令が出され、本格的なキリストンの排斥が進んでいた。そのような状況の中で、フランシスコ会の宣教活動が禁教令に反して特に活発であつたために、処刑が命じられた。これが処刑を行つた直接のきっかけである。しかしこの処刑が行われる背景として、強いキリストン排斥の流れがあつた。

1587年には、伴天連追放令が出され、キリスト教は排斥される方向へと向かつていた。排斥されるひとつの理由として、キリスト教勢力の強さがあげられる。当時、延暦寺や本願寺の仏教勢力を統制することに苦勞していた秀吉であるが、しかしその仏教勢力以上に、キリスト教は懐柔しにくく危険なものだと考えていた^{※2}。キリストン諸侯と領民の団結力や長崎教会領の勢力の大きさに危険を感じていたのである。領主がキリストンとなり、そしてキリスト教を精神的な支えとして地域支配

※2 海老沢有道、pp39-42、1979、大橋幸泰、pp.126-127、2016。



2015年1月に行われた長崎実習で訪れた西坂公園の26聖人モニュメント

撮影 比良松 道一

ことが疎かになる。実習で26聖人殉教事件に関わる場所、資料を見る中で、その悲惨さを知り、処刑された側の人々への痛ましい気持ちを多くもつ中で、事件をたんに悲劇として理解していった。そしてその反面、処刑をした側の人々をたんに残虐な行為者としか考えなかった。しかし、事件を正しく理解し評価するために、そのような単純な見方は適切ではない。このような見方をしてしまう原因はさまざまにあると思う。例えば残虐な行為を行った行為者に対して私たちは、共感的な仕方で行為者の動機を想像することを拒否する傾向があるのかもしれない。

また、異なる時代の事柄を扱う場合に、問題となっている事件の意味が現代のわたしたちの観点と、その時代の社会とでは大きく異なつたために誤つた見方に陥つてしまったのかもしれない。26聖人殉教事件のような異なる時代のもを、文脈から切り取つて、たんにその一部のみを取り上げてしまうと、私たちはそれを現代の文脈に誤つて位置付けて考えてしまい、結果としてその事件が本来もつ意味を理解し損なうかもしれないのである。

例えば秀吉の処刑の仕方を取り上げてみる。それをたんに、秀吉が行つた残虐な行為として捉えることは誤りであるように思われる。たしかにそれは非常に残虐な仕方であり、そのような残虐なやり方で処刑を行うこと自体はその時代であつたとしても問題となるかもしれない。しかし、別の観点からみるなら、おそらくその時代においてそのような処刑方法は突飛なことではなく、ある種の違法者に対して残虐な仕方で行うことは、自明なことであつたはずである。つまり、慣習もしくは制度としてそのような処刑法があつたはずである。そして、そのもとで暮らす人々は、法を犯す行為に伴う、残虐な処刑という結果を予期することができただろう。つまり、残虐な処刑の仕方という一部を取り出すのではなく、それをもう少し大きな文脈に位置づけて理解しなくてはならないのである。そして以上のようなことがもし成立しているのだとすれば、残虐な処刑法を行ったことの問題を、全面的に秀吉に帰するのは間違ひであるように思われる。

どの立場から評価するのか？

それでは結果として、この事件はどのように理解されるだろうか。秀吉がした処刑は善い行為だったのか、それとも悪い行為だったのか。単純に、秀吉のもつ動機からみると、その処刑命令は不合理であつたように思われる。というのも、秀吉がもつたであろう動機からすると、彼が命じた処刑はあまりに重すぎたのであり、国外追放という手段で十分だったのではないかと感じられるから。しかし、そのような結論だけで終わらせてしまうことは、現代的な見方に偏りすぎているかもしれない。例えば、先に指摘したように、残虐な処刑法が当時どのようなものとして見られていたか、ということに関する事実を考慮に入れるならば、結論は必ずしも同じものにはならないかもしれない。つまり、そのような処刑は、当時では通例のことであり、秀吉の法や命令に反抗した者に対する処置としては妥当であると考えられていた可能性がある。つまり当時の秀吉の観点からすれば、その処

刑は妥当なものだといわれるかもしれない。しかし、以上のことを考慮したとしてもなお、現代の倫理観からすれば、秀吉は残虐な処刑をなすべきではなかったと結論づけられるかもしれない。また一方で、処刑された側、つまりキリシタン文化の側からすると、彼らが持つまた別の根拠をもとに、処刑が正しくなかったと結論づけられるかもしれない。

以上のように、それぞれ異なる倫理観、または慣習をもつもの同士が同じ事柄（行為または、事件）について評価を下すとき、彼らは異なる倫理観をもち、そして共有することのない、異なる根拠をもって評価を行うことがありうる。そして彼らの出す結論が互いに相反してしまう場合もありうる。そのとき私たちがいえることは、異なる立場の人々が、異なる考えのもとで、異なる結論をもつ、ということだけなのか。

本レポートでは、この問いに対する明確な答えを出すことはできない。しかし次のような事実を指摘することは、この問いへ、ある意味で、否定的な答えを与えるように思われる。つまり、秀吉の観点からの結論を考慮し

たうえで、私たちは「彼の時代、彼の観点からみると当然だとみなされるような行為なのだ」としたら、そのような残虐にみえることをしたのだとしても、多少は仕方のないことであつたかもしれない」といったような多少の斟酌を行うことがあるのである。これは、私たちがどのように判断するのか、ということの説明しているものである。しかし、その私たちの判断の仕方は、たんにそれぞれの立場でそれぞれの結論をもつにすぎない、といったものではない、ということを示している。

参考文献

海老沢有道(1979)「特集歴史学」豊田秀吉の日本神国論——キリシタン禁制をめぐって——、「国際基督教大学学報」118,社会科学ジャーナル：17巻 pp.39-57, 国際基督教大学。

大橋幸泰(2016)「特集」キリシタンの跡をたどる——バチカン図書館所蔵マシ方収集文書の発見と国際交流——19-19世紀日本におけるキリシタンの受容・禁制・潜伏」国文学研究資料館紀要：12号 pp.123-134, 国文学研究資料館。



中谷内悠 なかやち ゆう

九州大学大学院人文科学府倫理学講座修士2年 決断科学プログラム 人間モジュール

1990年石川県生まれ。九州大学文学部を経て現在に至る。
分析哲学における行為論を研究している。